

info
07

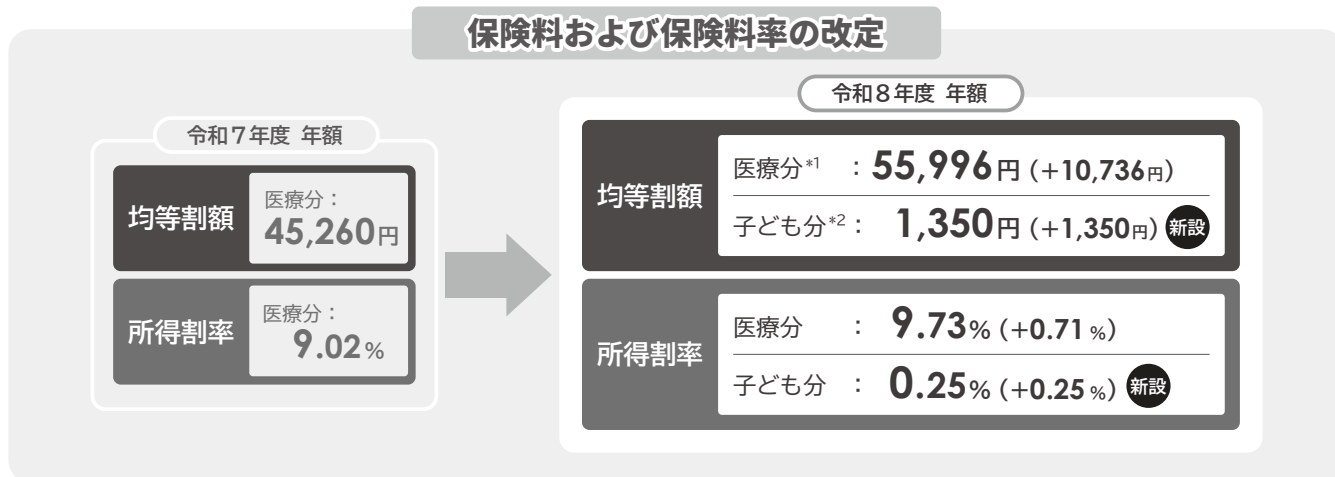
令和8年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定され、令和8年度から保険料率に変更されます。

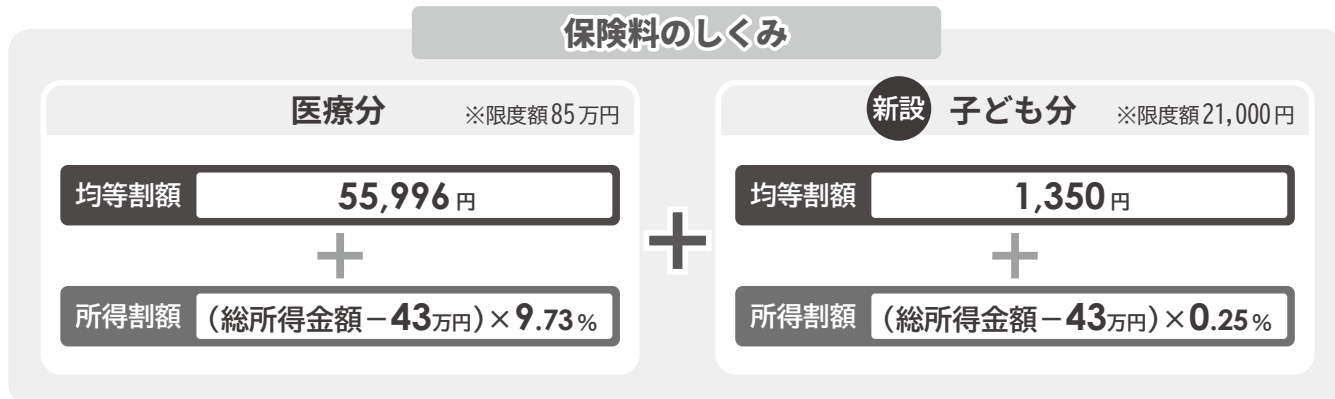
後期高齢者医療保険料は、秋田県後期高齢者医療広域連合が決定した保険料率に基づき、1年間の保険料額が計算されます。

被保険者の皆さんには、7月中旬に保険料の通知や納付書を送付します。

保険料および保険料率の改定



保険料のしくみ



*1 従来の後期高齢者医療保険負担分を「医療分」と表記しています。

*2 子ども・子育て支援納付金分を「子ども分」と表記しています。

保険料などの改定に関する問い合わせは、秋田県後期高齢者医療広域連合（業務課 ☎018-853-7155）または総務課（☎018-838-0610）で受け付けています。

子ども・子育て支援金制度について



国が進める「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に実行するため、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。

子ども・子育て支援金制度は、全世代から医療保険料と合わせて支援金を納めていただき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

皆さんから納めていただく支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、子どもや子育て世帯を支援する事業に活用されます。

本制度に関する問い合わせは、こども家庭庁コールセンター（☎0120-303-272）で受け付けています。（受付時間：午前9時～午後6時 ※平日のみ）

問 市民課国保年金班（☎55-8164）